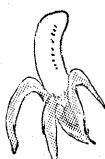


保育環境論

—屋内保育施設に関する基本的考察（その一）—

塩川寿平



一 はじめに

最近の園舎をみると、実に立派になり、美しくなっている。だが、乳幼児保育施設としてみた時不真面目さが目立つ。それは、ほとんどの場合、保育者の手により建築されていない点にある。

立派というのは、外観にすぎない場合が多い。美しいというのには、保育機能と無関係な場合が多い。

多くの保育所・幼稚園が今年も数多くつぶられている。そして、また同じ過ちがくりかえされている。子ども不在の園舎であり、現場の保育者不在の園舎である。第三者の手にゆだねられて答える子どもたちの姿は、ほほえましい光景として大人の目にうつっている。このこと 자체が、危い認識である。小学校・中学校・高等学校の教室風景と同水準でとらえられているからであ

とびこえた善意で建てられてしまう。そこに問題の根の深さがある。

ここに紹介する園舎は、保育のよき理解者である若き建築家をえて、保育者の手によって完成した。保育の展開が、すべての構造を決定したといった過言ではない。

二 反教室論・反住宅論からの再構築

保育所・幼稚園の“子どもの生活の場”について“教室”と呼ぶことは、誤りを冒しやすい。先生の質問にハイハイと手を上げて答える子どもたちの姿は、ほほえましい光景として大人の目にうつっている。このこと 자체が、危い認識である。小学校・中学校・高等学校の教室風景と同水準でとらえられているからであ

る。一般に、教室とは、お勉強の場所であり、神聖な場所である。教える者と教えられる者の二者が存在する場所である。そうなった時、どうしてもテキストを机の上に置かせたくなり、ノートをとらせたくなるのである。こうして、ことごとく小学校のミニ化、小学校の準備教育の場になり下りていくのである。机に向ってきちんとすわることをやめなければいけない。教室ではなく、遊び場にもどさなくてはならない。ここに反教室論が述べられるゆえんがある。乳幼児自身がつくり出す生活の場でなければならぬ。『僕たちの部屋』『私たちの部屋』と呼ぶべきものであるが、すでによい言葉があったのである。

われわれの先輩たちが残した『保育室』という言葉である。そこには、小学校・中学校・高等学校の『教室』ではなく、発達に適合した生活のとらえ方があった。すなわち、『保育』と命名されていた概念である。これは、発達特性を考え、誤りの起こらないように、乳幼児の教育をこう呼んだのである。

次に、反住宅論であるが、これは『保育所・幼稚園は家である』または、『住宅』であるという考え方から起る一般的な誤りについての指摘である。それは『家中に入ったら静かにしなさい』とたしなめるやり方である。戸外が活動的生活であり、屋内では静止的生活をするべきだと、二分して考えられているのである。

たしかに、一般家庭の家の概念には、安息を意味する静まりが大切な要素である。だが、保育室は家ではない。雨に降り込められた一日を静かにせよと言えるであろうか。屋内もまた活動の場である。遊びを発展させてこそ保育である。それゆえ保育室とは、激しい活動が許される場所である。

後に述べるN保育園の園舎（屋内保育施設）は、自然の一部として、新しく園舎をとらえなおすことにあつた。たとえば、遊び場にある一本の木について考えてみる。それは、木登りという遊びをも満たすのである。使用上の限界を、いわゆる教室とか住宅に求めるのではなく、いかなる『保育』を行うべきかという点に置くべきである。屋内においても当然、活動的生きもあるし、静止的生活もある。一本の木の意味するところと、園舎の意味するところと同じである。人格形成のための保育活動としてとらえなおす時、禁止される事柄は、ごく少ないものとなる。

机に向かって勉強する。静かに立ち振るまう。そのための園舎から解放されなければ、子どもたちは不幸である。生活の場、すなわち『遊び場』として園舎は再構築されなければならない。

三 屋内保育施設に関する現行法

1 保育所について

保育所については、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年十二月二十九日）厚生省令第六十三号により定められている。同基準五十条を見ると、乳児または幼児を通じて三十人以上を入所させる保育所の設備の基準は、次の通りである。

(1) 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。(3) ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。(4) 乳児室又はほふく室には、室内滑台、椅子ランコ、歩行器及び手押車を備えること。(5) 満二歳以上の幼児を入れさせる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の附近にある屋外遊戯場にかかるべき場所を含む。以下同じ）、調理室及び便所を設けること。(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。(7) 保育室又は遊戯室には、楽器、黒板、机、椅子、積木及び絵本を備えること。(8) 保育室又は遊戯

室を二階に設ける建物は、次の①、②及び⑥の要件に、保育室又は遊戯室を三階以上に設ける建物は、次の①及び③から⑧までの要件に該当するものであること。

①建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。②屋内階段のほか、幼児の避難に適した建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の傾斜路、若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段が設けられていること。③地上又は避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）に直通し、かつ、幼児の避難に適した建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三二八号）第一二三条第一項各号又は同項第三項各号に規定する構造の屋内階段及び同条第二項各号に規定する構造の屋外階段が設けられていること。この場合において、これらの階段は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離及び遊戯室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも三〇メートル以下となるよう設けられていること。④保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室及び当該建物の保育所以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一一〇条に規定する甲種防火戸で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道

が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに接近する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。⑤保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。⑥保育室、遊戯室その他幼児が出入り、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。⑧保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(9)第五号の便所の数は、男子二十人につき大便所及び小便所各一以上、女子二十人につき一以上とすること。

以上のように述べられている。ここでは、乳幼児の生活空間(広さ)・教材・教具・保健衛生・そして、災害時の安全の確認という点で最低基準が述べられている。注目すべきことは、保育内容の展開に必要な基準からの割り出しが欠けている点である。たとえば、水遊び場などは、必ず設置すべきであるが入っていない。

い。人格形成を積極的に進める保育展開という視点からこの最低基準は、大幅に手が加えられなければならない。なぜならば、現

実には、この基準があたかも最高基準のごとくとりあつかわれているからである。ここで再度確認すべきことは、同基準の目的及び向上についてである。まず、目的についてであるが、最低基準

は、児童福祉施設に入所しているが、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む)の指導により、身心ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものでなければならぬ。次に、基準向上の努力であるが、都道府県知事また指定都市の市長は、その管理に属する児童福祉審議会の意見を聞き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準をこえて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができるものである。さらに厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、最低基準を常に向上させるよう努めなければならないのである。

同基準のあつかいについては、最低基準をこえて、常にその設備及び運営を向上させなければならないのであり、最低基準をこえて、設備を有し、または運営をしている施設について、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならないのである。

2 幼稚園について

幼稚園については、幼稚園設置基準(昭和三十二年十二月十三日)文部省令第三三二号により定められている。同基準第八条を見ると、園舎は平家建を原則とする。特別の事情があるため園舎を

表1 面 積

大便器及び小便器数		幼児数 79人以下	表3 便器数
幼児数 20			
$4 + \frac{\text{幼児数} - 80}{30}$	30	80人 239人	
$10 + \frac{\text{幼児数} - 240}{40}$	40	240人以上	

注 小数点以下は切り上げ

面 積	
180m ²	1学級
$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) m^2$	2学級

表2 運動場

面 積	
$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) m^2$	以2学級下級
$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) m^2$	以3学級上級

二階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火構造で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあっては、これらの施設を第二階に置くことができる。
また、園舎及び運動場は、同一の敷地内にあることを原則とする。

園地、園舎及び運動場の面積は、上のとおりである。

同基準第九条

(1)幼稚園には次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1)職員室(2)保育室(3)遊戯室(4)保健室(5)便所(6)飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

(2)保育室の数は、学級数を下つてはならない。

(3)便所には、上記の第三表のとおり便器を備えなければならない。

(4)飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

同基準第十条

(1)幼稚園には次の園具及び教具を備えなければならない。

①机、腰掛、黒板 ②すべり台、ぶらんこ、砂遊び場 ③積木、玩具、紙芝居用具、絵本その他の図書 ④ピアノ文はオル

ガン、簡易楽器、蓄音機及びレコード ⑤保健衛生用具、飼育栽培用具、絵画製作用具。

(2)前項の園具及び教具は、学級数及び幼稚園児に応じ、必要な種類及び数を備えなければならない。

同基準第十一條

(1)幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

①放送聴取設備②映写設備③水遊び場④幼児清浄用設備⑤給食施設⑥図書室⑦会議室。

以上のとおりであるが、先に述べた保育所の最低基準に比較して、保育内容にそつた具体的な屋内保育施設の準備が求められている。今後は、人格形成とのかかわりから、これらの使用結果の効果に関する研究が明確になされていかなければならない。もちろん、幼稚園設置基準として最低の基準であり、今後の向上への努力がおしまれではならない。

幼稚園の施設及び設備等は、指導上、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならないし、この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、

幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

現行法では、上記のとおり定められている。今、われわれがさっそく取り組まなければならない課題は、都市化現象の中で、日

に日に悪化している子どもの生活圏を、どのように認識し、その対策に取り組むかということである。そこで、現代においては、かつての保育所や幼稚園が担っていた使命以上に、子どもの生活を守る場として、認識しなおしていかなければならぬ点に気づく。著者が、悲愴なまで保育環境について述べ続けるのは、こうした子どもの生活をうけつけない、都市化現象に対しても、保育所・幼稚園での生活が救いとならなければならないと考えるからである。山下俊郎・児玉省らの報告^(注2)が教えるところは、実に痛哭である。現代の幼児の、運動的発達、情緒的発達、社会的発達のいずれもが一九五四年にくらべ、一九六九年の調査結果が劣るのである。わずかに、知的発達のみ優れている。幼児教育がこれほどまでに普及したにもかかわらずこの結果であった。現在（昭和四十四年度調べ）小学校第一学年児童のうち、乳児期から就学までに六ヵ月以上保育所に在籍したものが、三三・四%におよんでいる。保育所と幼稚園との卒業者合計が実にのべ八五・二%であ

表4 保育環境・屋内保育施設分析表

(注6)
塩川寿平制作 昭和46年5月10日

施設 別	大系	中 系		小 系	
		部 室 别		設 備 别	備 品 别
屋内保育施設	一般保育施設	乳児室	換気装置, 押入れ, 乳児用便所, 安全柵, 手洗い場, 電話など	じゅうたん, たたみ, おむつ, 収納棚, ベッド, ふとん, 遊具, 玩具, 便器など	
		ほふく室			
	特別保育施設	保育室	整理棚, 黒板, 押入れ, 手洗い場など	オルガン, ピアノ, 遊具, 玩具, 机, 椅子, クレヨン, ハサミ, ふとんなど	
		遊戯室			
	小プレイルーム	講堂	舞台, 放送装置, 照明装置など	机, 椅子, 掃除備品など	
		体育館	整理棚, 照明装置など	マット, 平均台, 飛び箱, ボールなど	
	図書室	本棚など		本, 机, 椅子, じゅうたんなど	
		造形室	大きい採光窓, 手洗い場, 整理棚	机, 椅子, 大きい作業台, キャンバス, かなづち, ペンチ, のこぎりなど	
	観察室	玩具棚, 砂場, 手洗い場など		遊具, 玩具, ゲーム類など	
		マジックミラー装置など		机, 椅子, テープレコーダーなど	
保健・衛生施設・設備	保健・衛生施設	相談面接室	防音装置, 録音装置など	机, 椅子, 花びらなど	
		ベット室	換気装置, カーテン, 押入れなど	ベッド, ふとん, シーツ, 温度計など	
	入浴室	浴槽, 脱衣棚, シャワーなど		洗面器, 水温計, 体重計, タオルなど	
		日光浴室	安全柵, テラスなど	温度計, タオル, 帽子など	
	医務室	診察用具戸棚, 薬品戸棚, 流し, ガス台など		診察台, 薬品, 消毒用具, 湯たんぽ, 汚物入れ, 体温計など	
		静養室	カーテン, 脱衣棚など	ベッド, ふとん, 体温計など	
	便所	手洗い場, 換気装置など		便器, 掃除道具, 紙入れなど	
		洗たく室	瞬間湯沸器, 流し, 排水設備, 整理棚など	洗たく機, 脱水機, 乾燥機, 物干し台, 石けんなど	
	給食施設	乾燥室		テーブル, 椅子, ステレオ, 花びらなど	
		食堂	換気装置, 手洗い場など	大型冷蔵庫, 火口ガスレンジ, 配膳台, なべ, 計量器具など	
管理施設	調理室	調理室	網戸, 2階用流し, 食器棚, 消毒液槽, 調理台など	小箱, 計量器具, 掲示板など	
		乳室			
	食糧倉庫	食糧倉庫	収納棚, 換気装置など		
		園長室			
	職員室	放送装置, 警報装置, 電話, 整理棚など	事務机, 椅子, ソファー, 印刷機械, 戸棚, 事務器具など		
その他の施設	事務室				
	会議室				
	資料室	ロッカー, 回転整理台	レコードケース, 監査資料など		
その他	保育材料庫	整理棚など	画用紙, 紙芝居, ねん土, ダンボールなど		
	玄関	呼出し装置, 据付下駄箱など	下駄箱, 傘たて, スリッパなど		
	応接室	防音装置, 放送装置, 電話など	テーブル, ソファーなど		
廊下・階段・テラス	廊下・階段・テラス	安全柵, 手すりなど	じゅうたんなど		

それゆえに、保育所・幼稚園の課せられた責任は重大である。

四 屋内保育施設分析

ゲゼル^(注4)は、成熟と学習という面から発達について、きわめてすぐれた教えを残してくれた。われわれはそこから、発達に合った

保育環境の準備に取り組まなければならぬことを学ぶ。また、ピアジェ^(注5)は、人格形成の内面化は、概念の操作により起こるのでなく、用意された環境条件に積極的に自ら働きかけていくことによって完成すると述べている。

われわれもまた、多くの臨床の中で、子どもの能力と個性の芽ばえ、及び内面化に驚かされる。子ども自らが始める興味活動の中にその過程を確認する。

そこで、働きかける環境条件の教育的配慮こそ重大なかぎとなって来る。働きかけるべき環境条件が貧弱なものであつたならば、子どもの興味による自発的活動は、初めから制限されたものとなる。そこで、園舎（屋内保育施設）すべてを、具体的な保育の展開から、教材・教具としてとらえ、その分析を試みた。（表4）

五 一九七一年二月から一九七二年二月のN園舎のための討論^(注7)

われわれは、新しい仕事を与えられた。保育環境論として、今まで理論を深めてきたのであるが、実際に園舎を建てる機会が与えられたのである。屋外保育施設の重要性については著者が、「児の教育」に五回にわたって報告してきたが、ここでは、もう一方の保育環境である、屋内保育施設について、一年にわたる設計段階でなされた重要な討論を報告する。

設計者である若き建築家仙田満、坂詣東洋^(注9)は、この一年間、まず保育を理解するためにN園に通うことから開始した。N園の園長（理事長）をはじめ、全職員及び関係者が、明日の保育を創造するための園舎をつくろうと、多くの会議をもつた。人格形成のベースとして、他のあらゆる教材・教具の中で、決定的な影響力を持つ環境条件であるだけに、現場の保母の意見が最重視されていった。

1 保育哲学と園舎

園長塩川豊子は次のように述べている。^(注10)

「N保育園の目標は、『何をするにも自分で開拓できる子』である。一人一人の子どもについてその性格を知り、必要としているものは何なのだろうかを見つけることは、保育者にとり、やさしいことではない。しかし、すべての子どもが、子ども本来の愛ら

しさと、素直さに満ちた輝やかしい笑顔を見せる時がある。それをわれわれは大地の中で知つた。

太陽と水！ はだかとどろんこ！ 緑の草木！ 小動物！ 自然は無数の複雑な課題を提供してくれる。六・六〇〇平方メートル（一・〇〇〇坪）の遊び場は、子どもが育つのに必要な空間である。小川が流れ、花が咲き、登るとずっと遠くまで見渡せる木がある。四季の変化は人間が与えてやれるものではない。子どもは、初めて出会う虫たちや、どじょう、かに、山羊、うさぎにあきることを知らないでかけ回る。

大地保育^(注1)とは、汲みつくことのできない、宝庫である大自然に挑む中で、子どもたちが育てられていく保育である。自分の能力に挑戦できる真剣な遊びは、深い感動と共に、満足と自信を与える。何事も自分の力で創り出していくたくましさが育つ。また、大地に息づく動物との仲間つき合いから、自分と同じように、他人を大切に思う愛の根源を、体得していくのではないだろうか。

物の命を大切に思う心、人間として生命の尊さを感じる礎石となつてほしいのが、大地保育の願いである。机上でワークブックにたより、字のおかげに専念しても、字の使えない子、型にはまつた心の狭い人間を育てたくはないのである。

園舎を新しく建設するにあたって、私たちが考えたことは、この大地に対する保育の考え方をそのまま、園舎（屋内保育施設）に適用したことである。言い切ってしまえば、園舎もまた自然物として、大地の中に位置づけたのである。

N園には、七十本の柿の木があり、三十本の桜の木がある。子どもたちはこの木に挑戦し、多くのものを得る。登ることもできれば、ぶらさがることもできる。そして、秋には大きく熟した甘柿の実が、一本に三百個近くもある、そして、その木蔭では、保母と輪になってお話しすることもあれば、お弁当を食べることもある。花ござを敷き、ふとんを持ち出して午睡をすることもある。園舎もまた同じではないか、活動的生活の場をつくろう。そして、安息の静止的生活の場ともしよう。園舎は、一本の大木なのである。大地に根ざした大木なのである。

そのデザインは、完成してみると、偶然とは思いたくない様相を示している。ある人は、大地に、しっかりと根を張っている大木だという。またある人は、大自然の中に立つザウルス（恐竜）だという。保育室の一つ一つは、しっかりと大地に立っているザウルスの爪なのだ。

大地にしつかり足をおろした子どもを育てたいという願いから生まれた大地保育の園舎である。」

2 遊具構造の園舎

仙田は、この園舎の設計にあたって、大地保育を実によく消化した。子どもたちにとって生活環境すべてが遊具であることを発見し、建物全部がおもちゃであるとした。巨大遊具と彼は命名し、次のように述べている。^(注12)

「第三の空間」私たちの環築の中心的な命題は都市、公園、建築、遊具、内部空間、外部空間という分化された空間の輪郭をけずりとるということである。N園におけるその具体的な方法は、内部空間でもなく、外部空間でもないその中間領域的な空間をつくることであった。これを“第三の空間”と呼んでいる。これがこの保育園の場合プロムナードである。このプロムナードは内部空間である保育室と、外部空間である庭との“間”的空間ともいべきもので明確な機能を与えるべく、^(著者) いわゆる「傍点著者」ならば、家と家のスキマであり、路地裏である。

実はこの、明確な機能を与えていないスペースが、今日なくなってしまっているのである。子どもの手に、まったく使用方法がゆだねられた空間である。遊びのおもしろさは、この予測されない場がなければならない。創造していくことが、本来遊びなのである。

仙田はさらにこう述べている。^(注13)

「アジト（基地遊び等・著者注）または、ヘソまがりの空間・エドワード・ホールは著書『かくれた次元』^(注14) の中でプロクセミックスの重要性を説いている。四年間遊具の設計にも携わってきた

^(注15) 経験から、子どもの空間に対する価値が大人と著しく異なっているのに驚かされてきた。その中でも特におもしろいのは、高さに

対する欲求と、アジト（基地）に対する欲求である。お山の大将というように、子どもたちにとって高さは空間の上下関係とパラレルである。この欲求に対応して私たちは保育室の内にテラスをつくった。（現在この屋根裏テラスは子どもたちの昼寝の場所になつて）アジトは、子どもたちの秘密の場所であり、かくれがのスペースである。保母さんの死角になるスペースをつくることは、管理的には決して好ましいことではないが、子どもたちには、すみっこや“タンスのかげ”や“押入れ”的な空間がどうしても必要である。ホールの「離社会的空間」「集社会的空间」に対しても必要である。ホールの「離社会的空間」ともいうべき空間である。保育室の先端がヘソまがりなれば“へそまがりの空間”である。保育室の先端がヘソまがりしているのはこの理由による

3 平面構造の園舎

検討に多くの時間をついやした一つが、“平家”についてである

る。N園のある静岡県富士宮市地区も、今日では地価は安くない。とうぜん二階、三階の案が出る。また人工的建物に土地をとられたくない、できるかぎり広い自然を残しておきたいという考えである。しかし、われわれは最終的に平家を選んだ。第一の理由は、二階の保育室を持つ園での臨床観察の結果、戸外遊びが少なくなるという点であった。平家から、二階建てに建てかえたS園（静岡県富士宮市）及びK園（神奈川県小田原市）、F園（静岡県静岡市）^(注15)における臨床観察の結果は、子どもも、保母も戸外へ遊びに出る回数及び時間が減少しているのである。端的に現わされたのは、短い十分二十分の自由時間に、平家の時はすぐに戸外に出でかけたが、保育室にとどまるというようになってしまった。保母の意見は一様に、また上がるのかと、思うと、おっくうであると述べている。

そこでわれわれは、どの保育室からも戸外遊びができる、大地への連続的広がりを選んだのである。

次に、屋根までの高さが、自由に利用できることに注目した。

二階三階の構造では、床と天井までの空間距離は一定にならざるをえない。ところが、平家の場合、天井は床と平行にならなくてよいのである。そこに生じた空間の利用が、保育者の創造にまかされるのである。また、遊具台（中二階）やバルコニーをつく

ことができたゆえんである。また、子どもたちが、上を見上げた時の心理的広がりがある。高さに余裕があり、低い天井から受ける圧迫感はない。自由な空想に遊ぶことができる。思わず、高くとび上がりたいと思うなどである。

また、大変重要なことで、乳幼児を保育する施設として、常に心を配らなければならないことは、火事・地震等の災害時の避難である。平家は、その安全性の確保について最高のものである。安全第一を考える時、乳幼児のための施設は、幼稚園設置基準が述べるように、原則として平家であることが正しい。この点についての保母の希望は、大変強いものがあった。

4 コテッジシステムの園舎

保育所には、0歳の赤ちゃんから六歳の幼児までが生活をする。その発達に合った生活を保障するためには、どのような園舎が用意されるべきか検討を加えた。

よく保母の研修会や会合の時に上がる話題がある。たとえば、三歳児のクラスがお昼寝に入ったのに、となりの四歳児や五歳児を起さない。ところが、平家の場合、天井は床と平行にならなくてよいのである。そこに生じた空間の利用が、保育者の創造にまかされるのである。また、遊具台（中二階）やバルコニーをつく

クラスが、音楽リズムで太鼓をたたいて、安眠できない。逆に、

乳児のクラスが睡眠時間なので年長のクラスを静かにさせるのに骨が折れたという訴えである。発達の違いは、当然生活態度の違いになつて現われる。壁一枚の間では、音は素通りで入ってきてしまう。いきおい保母の申し合わせ事項は、静かにしましようといふ、禁止の保育となる。

しかし、N園においては、こうした体験はなかつたのである。その理由は、N園の発展史の中についた。古い農家の建物を、子どもがふえるにしたがい、一つ一つ改築して、園舎にしていったのである。蔵、納屋、母屋という具合である。こうした幸運から、学んだ教訓をわれわれは見落とさなかつた。セパレートした園舎がほしいという考えにまとまつた。

同時に考えなければならない点は、各クラスの混合的活動についてである。これは矛盾した願いであった。離れたいという考え方と、一緒にありたいという考え方である。そこで、保育室と保育室の間隔を二メートルと大きくとつたこと。この空間は、また、先に述べた第三の空間でもある。次に各保育室につくられた遊具台（中二階）から、隣の遊具台へ空中の廊下で結んだことである。自由保育の時間には、兄のクラスや姉のクラスをこの空中の廊下を歩いて訪問する弟妹の姿が見られる。この楽しい訪問は、年代の断絶をふきとばしてくれる。

このほか、各保育室ごとに大便器二個、小便器一個と手洗の機能を持つトイレ、水飲用の蛇口四個を別のコーナーに設備した。このことにより、各保育室は、一つでも完全に独立して経営ができるようになったのである。これは、子どもと保母の人間の絆を強めたいと願つたからである。集団保育の場におこりやすい、マス化の弊害を防ぎたかったのである。管理者としての保母でもなく、管理される子どもでなく、両者によつてつくり出す、生活の場づくりを考えたのである。他クラスにありまわされる心配もなく、遊びがなが引いてしまえば、そのクラスだけ、時間を遅らせていけばよいのである。そして子どもが成長するだけではなく、その絆の中で保母も学び成長する園舎としたがつたのである。

以上、四つの点について検討を深めたわけであるが、検討の過程でわれわれはすぐれた先輩たちに学ぶところが多かつた。第一に上げられるのはやはり、丹下健造・藤田復生のゆかり文化幼稚園^(注17)（東京都世田谷区）である。また小川信子のグループによる高根学園保育園^(注18)（静岡県御殿場市）、そして原広司の慶松幼稚園^(注19)（東京都町田市）である。

約一年の研究の後、一九七二年二月に着工し、八ヵ月を要して一九七二年十月にN園々舎は完成した。

参考文献

- 注1 N保育園：静岡県富士宮市、児童数一五〇創立 昭和二八年四月、面積 六・六〇〇平方メートル
- 注2 日本保育学会著「日本の幼児の精神発達」（保育学講座9） フレーベル館 昭和四年九月二十五日 P.293
- 注3 山根薰・塩川寿平他「保育学概論」 同文書院 昭和四六年五月十日 P.1
- 注4 Arnold Gesell 発達哲学の実証的基礎 III部作
- “The First Five Years of Life” 1940 “Infant and Child in the Culture of Today” 1943 “The Child from Five to Ten” 1946
- 注5 Jean Piaget 「知能の心理学」 波多野完治・滝沢武久訳 みすず書房 昭和四一年一月二五日
- 「数の発達心理学」 遠山哲・銀林浩・滝沢武久訳 国士社 昭和三七年一月五日
- 注6 注3同 P.59
- 注7 注1同 旧園舎老朽全面改築のための討論 塩川寿平「都市化と幼児遊び場のあり方」 幼児の教育（七十卷第四号～八号） フレーベル館 昭和四六年四月一日～八月一日
- 注8 塩川寿平「高根学園保育園」 発達年齢別にセバレー式 トした園舎構造に特色ある。
- 注9 環境デザイン研究所 仙田満十アトリエ がある。
- MAN & SPACE
- 注10 N園新園舎落成式講演 昭和四七年九月一七日
- 注11 N園の自然を中心とした自由保育方式が、理論的に確立し始めた昭和三七年四月ころより、園長塩川豊子によりとなえられた名前
- 注12 仙田満「環築としてのN保育園」 建築文化 Vol.27 No.313 昭和四七年一月一日 p.146
- 注13 注12同 p.146
- 注14 Edward T. Hall “The Hidden Dimension” Doubleday & Company, Inc., New York, 1966
- 注15 proxemics；人間が空間をどのように使つかうかについての相互に関連する観察と理論
- 注16 塩川寿平他による臨床觀察 昭和四五年四月～昭和四六年四月 S園～4回 K園～4回 F園～5回実施
- 注17 ゆかり文化幼稚園 保育形態と遊びつけた園舎構造に特色がある。遊びの城・子どもの城と呼ばれる。
- 注18 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内
- 注19 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内
- 注20 編集兼発行者 津守真
- 注21 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内
- 注22 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内
- 注23 印刷所 図書印刷株式会社 発行所 日本幼稚園協会
- 注24 東京都港区三田五ノ一ノ一 108 東京都港区三田五ノ一ノ一
- 注25 印刷所 振替口座東京一九六四〇番
- ◎本誌御購読についての御注文は発売所フレーベル館にお願いいたします

幼児の教育 第七十三巻 第十号

十月号 ◎ 定価一七〇円

注10 N園新園舎落成式講演 昭和四七年九月一七日

注11 N園の自然を中心とした自由保育方式が、理論的に確立し始めた昭和三七年四月ころより、園長塩川豊子によりとなえられた名前

注12 仙田満「環築としてのN保育園」 建築文化 Vol.27 No.313 昭和四七年一月一日 p.146

注13 注12同 p.146

注14 Edward T. Hall “The Hidden Dimension” Doubleday & Company, Inc., New York, 1966

注15 proxemics；人間が空間をどのように使つかうかについての相互に関連する観察と理論

注16 塩川寿平他による臨床觀察 昭和四五年四月～昭和四六年四月 S園～4回 K園～4回 F園～5回実施

注17 ゆかり文化幼稚園 保育形態と遊びつけた園舎構造に特色がある。遊びの城・子どもの城と呼ばれる。

注18 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内

注19 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内

注20 編集兼発行者 津守真

注21 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内

注22 東京都文京区大塚二ノ一ノ一 お茶の水女子大学附属幼稚園内

注23 印刷所 図書印刷株式会社 発行所 日本幼稚園協会

注24 東京都港区三田五ノ一ノ一 108 東京都港区三田五ノ一ノ一

注25 印刷所 振替口座東京一九六四〇番

◎本誌御購読についての御注文は発売所フレーベル館にお願いいたします